

事 務 連 絡
平成30年6月29日

各省国立研究開発法人担当者各位

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
参事官（国際担当）

国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドラインについて

各省ご担当者様におかれましては、日頃よりオープンサイエンスの推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この度、「国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会」において、別添の「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」を取りまとめました。これは、「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）において、内閣府（科技）が2018年6月までに策定することとされている、「国研におけるデータポリシーの策定を促進するためのガイドライン」に当たるものです。

各省ご担当者様におかれては、本ガイドラインを貴省所管の国立研究開発法人にご送付頂くとともに、本ガイドライン及び別紙記載の事項を踏まえてデータポリシーが策定されるよう、ご高配の程よろしくお願い致します。

（連絡先）

内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（国際担当）付

TEL：03-6257-1328（直通）FAX：03-3581-8653

(別紙)

国立研究開発法人におけるデータポリシーの策定に向けた留意事項等

今般策定された、「国立研究開発法人におけるデータポリシー策定のためのガイドライン」は、公的資金による研究から創出された研究データの管理と利活用について、国立研究開発法人がデータポリシーで定めるべき項目やデータポリシー策定のポイント等を示したものである。

これらの項目の中には、各法人がそれぞれの研究分野の特性や法人としてのミッション等に基づいて、自らの研究組織に相応しい内容として主体的に定めるべきものもあれば、研究データの横断的連携の推進等に向けて相互運用性を高めるために、本来共通して取り組むべきものや標準的に利用されているものを採用すべきものがある。各法人においては、データポリシーに記載するそれぞれの事項のねらいや趣旨を十分考慮してデータポリシーを策定することが重要である。

特に、内閣府においては分野間データ連携基盤や研究開発法人等における基幹業務に関するモデルシステム等を開発しており、これらの取組の進展に合せ、本ガイドラインを改訂していくこととしているので、各法人においては改定内容を取り入れたデータポリシーの策定及び改訂に取り組むことが期待される。